境港管理組合の役務の調達について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の２第１項第３号の規定により、障がい者が就労する施設等の仕事を確保することを目的として、障害福祉サービス事業を行う者と随意契約を行うので、境港管理組合会計規則（昭和 39 年管理組合規則第１号）第 112 条の３第１項第２号の規定により、次のとおり公表する。

令和８年８月１０日

境港管理組合
港湾管理委員会事務局長

１　調達する役務
令和８年度弥生緑地維持管理業務委託（除草）

２　業務内容及び実施場所
境港管理組合が管理する港湾緑地内の除草作業、集草、及び運搬処分する作業

業務委託の場所　弥生緑地（境港市弥生町）の東側一部（米川以東の約 1,200m2）

３　委託期間
令和８年９月１日から令和８年１１月３０日まで

４　契約予定時期
令和８年９月１日

５　見積書提出期限
令和８年８月２４日

６　契約者の選定方法及びその理由
（１）選定方法　随意契約（１者）
（２）理　　由
港湾緑地内の除草作業であり、一般競争入札又は指名競争入札とする場合においても参加する者に特別な資格を求めていない。
障害者優先調達推進法に基づき、障がい者福祉施設への発注を促進する必要があり、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第３号の規定の制定の趣旨にも合致するものである。

７　問合せ先
鳥取県境港市大正町２１５番地
境港管理組合 港湾管理委員会事務局 総務課　担当：渡邉　健志
工務課　担当：坂田　達彦
電話：０８５９－４２－３７０５　ﾌｧｸｼﾐﾘ：０８５９－４２－３７３５